

イタリア憲法裁判所による司法裁判所の先決付託手続への付託 — 具体的違憲審査手続における判例変更 —

東 史彦

(EUSI 研究員、ジャン・モネ EU 研究センター(慶應義塾大学)主任研究員)

2013 年、イタリア憲法裁判所は、決定第 207 号により、初めて具体的違憲審査手続における司法裁判所の先決付託手続への付託を行い、「自らの『共同裁判官』としての役割を完全に認めた」(2013 年度イタリア憲法裁判所憲法判例報告書)。

司法裁判所の先決付託手続とイタリア憲法裁判所の違憲審査手続の関係

EU 機能条約(以下、「TFEU」) 第 267 条によれば、司法裁判所は、EU 基本条約の解釈、ならびに EU 諸機関の行為の効力および解釈に関する問題につき先決判決を下す権限を有する。他方、国内裁判所は、EU 派生法等の効力が問題である場合、司法裁判所の先決判決を求めなければならない。また、EU 法の解釈が問題である場合に、係属国内裁判所の「決定が国内法上上訴を許さない」(TFEU 第 267 条第 3 段)とき、当該国内裁判所は、司法裁判所の先決判決を求めなければならない。

一方、イタリア憲法裁判所の違憲審査手続には、2 通りが存在する。

まず、通常裁判所、行政裁判所等の国内裁判所が、具体的問題の審理の際、当事者の申立てまたは裁判所の職権により、当該事件に適用される法律の合憲性の問題を提起し、イタリア憲法裁判所の判断を求める「具体的審査(*giudizi in via incidentale*)」がある。次に、権限を有する機関により提起された法律等の合憲性を、イタリア憲法裁判所が具体的問題と離れて直接審査する「抽象的審査(*giudizi in via principale*)」がある。

イタリア国内法が EU 法と抵触する場合、当該国内法は、イタリアの EU 加盟の根拠条文であるイタリア憲法第 11 条、およびイタリア立法府による EU 法義務の遵守を規定したイタリア憲法第 117 条の違反を構成しうるため、イタリア憲法裁判所が上記の 2 通りの手続により違憲審査を行うことがある。その場合にイタリア憲法裁判所が下す判決に対しては、イタリア憲法第 137 条 3 項によれば、いかなる上訴も認められない。そこで、イタリア憲法裁判所が国内法と EU 法との抵触を違憲問題として審理する際に、イタリア憲法裁判所が TFEU 第 267 条第 3 段規定の裁判所に該当し、司法裁判所の先決付託手続への付託義務を有するか否かという点が問題となる。

イタリア憲法裁判所 2013 年決定第 207 号の概要

本件 2013 年決定第 207 号で扱われた問題は、次の通りである。

特定の有期労働の枠組協定に関する指令 1999/70 の附属書第 5 箇条 1 項は、加盟国に対し、労働者が有期契約の更新により雇用されうる最長の期間の設定を求め、およびそのような有期契約の更新による搾取を防止し制裁を与えるために適切な規定を国内法へ導入することを求めると同時に、客観的正当化事由が存在する場合には指令に規定された原則からの国内法の逸脱が認められうる旨を規定していた。

他方、イタリアの 1999 年法律第 124 号第 4 条 1 項および 11 項は、学校職員の年次代理の採用に際する有期

契約(更新可能、期限・更新回数無制限、損害賠償請求の方法の規定なし)の利用を認めていた。

この同法条項に関して、複数の学校職員等により提起された訴訟に際し、ローマ等の複数の地方裁判所は、同法条項が指令 1999/70 と抵触するおそれがあり、したがってイタリア憲法第 11 条および第 117 条に違反するかという問題を、イタリア憲法裁判所に移送した。

まず、本件は、具体的審査であった。また、本件で争点となった指令 1999/70 の附属書第 5 箇条 1 項は、すでに司法裁判所により直接効果を有しないと判断されていた。従前の判例によれば、本件のように、具体的審査において、直接効果を有しない EU 法規定と国内法との抵触の問題を審理する場合、イタリア憲法裁判所は、自らを TFEU 第 267 条規定の裁判所とはみなさず、司法裁判所に付託を行わないはずであった。しかし、本件においてイタリア憲法裁判所は、直接効果を有しない EU 法規定と国内法との抵触の問題を審理する具体的審査の場合にも、自らが TFEU 第 267 条第 3 段規定の裁判所に該当すると認めた。そして、指令 1999/70 附属書第 5 箇条 1 項は 1999 年法律第 124 号第 4 条 1 項および 11 項の適用を排除するという意味で解釈されねばならないのかという点、および、有期契約の学校職員採用に際する損害賠償請求について規定しない 1999 年法律第 124 号の関連条項のような規定は、指令 1999/70 附属書第 5 箇条 1 項にもとづき、イタリア学校制度組織の必要性として客観的正当化事由たりえるか、という点について、司法裁判所の先決付託手続への付託を行なった。

イタリア憲法裁判所 2013 年決定第 207 号の意義

司法裁判所の先決付託手続とイタリア憲法裁判所の違憲審査手続との関係について、従来、イタリア憲法裁判所は、以下のような立場をとってきた。

第 1 に、具体的問題において、国内法が直接効果を有する EU 法規定に抵触する場合、イタリア通常裁判官が直接効果を有する当該 EU 法規定を直接適用し、抵触国内法を適用排除する。この場合、イタリア憲法裁判所は憲法審査を行う権限を有しない。

第 2 に、具体的問題において、国内法が抵触する EU 法規定が直接効果を有しない場合、イタリア通常裁判官は、当該国内法の違憲無効化を求め、イタリア憲法裁判所へ付託を行う。この場合、イタリア憲法裁判所は TFEU 第 267 条第 3 段規定の裁判所に該当し司法裁判所の先決付託手続への付託義務を負うと思われるが、イタリア憲法裁判所は自らが TFEU 第 267 条第 3 段規定の裁判所に該当しないとし、司法裁判所の先決付託手続への付託を否定していた。

第 3 に、抽象的問題の場合、イタリア憲法裁判所が国内法と EU 法規定との抵触の如何を判断する。この場合も、イタリア憲法裁判所は TFEU 第 267 条第 3 段規定の裁判所に該当すると思われるが、イタリア憲法裁判所はそれを否定していた。

しかしイタリア憲法裁判所は、2008 年決定第 103 号により、第 3 の点に関して従来判例を変更し、抽象的問題の場合に国内法と EU 法規定との抵触の如何を判断する際、TFEU 第 267 条第 3 段規定の裁判所に自身が該当するとし、必要があれば、イタリア憲法裁判所が司法裁判所の先決付託手続への付託を行えると判示した。しかし、上記第 2 の具体的問題において直接効果を有しない EU 法規定と国内法との抵触の問題を審理する場合にも、イタリア憲法裁判所が司法裁判所に付託をするか否かという問題は触れられていなかった。

本件 2013 年決定第 207 号は、上記第 2 の場合においてもイタリア憲法裁判所が司法裁判所への先決付託を行うこととし、結果として、イタリア憲法裁判所の違憲審査手続のそれぞれの類型において、司法裁判所の先決付託手続への付託が行われる途が開かれた点に意義がある。

イタリア憲法裁判所は、本件による判例変更の理由について、多くは語っていない。しかし学説には、以前より、具体的違憲審査におけるイタリア憲法裁判所も、EU法の観点からは、TFEU第267条規定の裁判所に該当し、先決付託の義務があるとする見解があった。また、同時期には、フランスの憲法院も初めて司法裁判所の先決付託手続への付託を行っている。本判決は、こうした学説や他の憲法裁判所の動向に足並みを揃え、EU法の統一適用を尊重する親EU法的な判示の一つとして評価できる。